

勤務時間実態調査結果報告 2

前回は「超過勤務時間」と「休憩時間」について報告しました。今回は報告2として、「持ち帰り仕事時間」及び「休息時間取得」について報告します。

前回報告とあわせ、私たちいたま市の教職員がいかにひどい勤務を強いられているかその実態を知つてほしいと思います。

早急に
超過勤務の解消を

持ち帰り仕事時間

時間	人數
0分	19人
~ 30分	34人
~ 60分	46人
~ 90分	19人
~ 120分	4人
~ 150分	9人
~ 180分	0人
180分以上	1人

※未記入の方が50名以上

「家れ過前回、超過勤務の実態を報告しましたが、多くの教職員の方が、この状況で、月45時間以上の超過勤務を行っています。左記の表にあるように、さく・教材準備・成績処理など、特別なことで教材研究・ノートの持ちはり、こんなに仕事もこんなに人を減らしてから、ほとんどの方は、30分以内で、超勤も30分以内の人には、唯一の仕事です。その理由が「仕事を終わらせて次日出勤」というものでした。こんな実態を管理者は知らない間に家に帰らず、本でしょか。

持ち帰りの仕事もこんなに

さいたま市教職員組合(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp

2002.10.26(金)
No. 13

休息も取れない！

一般的に、8時間労働の場合、午前・午後にそれぞれ15分ずつの休息をとるようになっています。これは労基法にもあるとおり、労働者の勤労意欲を維持するとともに、労働者の健康管理のためでもあります。

ところが実態はどうでしょうか。規定通り2回取れた回数は44回。実際は、5日間毎日2回ずつ取れると記入した人は、唯一1人です。

超過勤務は当たり前、その上休息・休憩も取れず、更に持ち帰りで仕事。本当にこんな実態で、情操豊かな子どもたちを育てることができるのでしょうか？

仕事を続けることができない！

休息時間取得状況

(人数×5日間の延べ回数)

休息時間	取得回数
両方○	44回
1回○	247回
両方×	399回

「第2回勤務実態調査」 ご協力のお願い

調査期間：11月4日(火)～11月21日(金)

記入日数：5日間(可能な方は、5日以上お願いします。)

記入内容：「出勤時間」「休憩時間」「退勤時間」「超過時間」「超過勤務の理由」

記入方法：「休憩時間」は、取得できたときだけ○を記入。

「超過時間」は、超過分だけ記入。

「超過理由」は、選択肢から選び記号で記入。

30人学級署名のお願い。
期間は後一ヶ月あまりとなりました。ぜひご協力をお願いします。

本来、労働者の勤務実態を把握し、改善するのは市教委や校長の責務です。(厚生労働省通達「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関する基準」01年4月6日)この通達が出された後、国会で当時の遠山文部科学大臣は「教育への正否は教師にあり・・・教職員が心身ともに健康を維持しながら児童生徒の教育に携わることは大変大事なこと」と答弁しました。

私たちは市教委にも実態調査を要望してきましたが、残念ながら実現しません。そこで、私たち市教組が時期を変えて2回実施し、それをもとに勤務条件の改善を図りたいと思います。

お忙しい中ですが、ご協力をお願いします。